

福祉用具購入に関するQ & A

国から示されているQ & Aや本市実例をQ & A方式でまとめたものです。

ただし、これは例示であり表面上は同じに見えるケースであっても、記載の内容とは状況が異なる場合も考えられます。ご不明な点がありましたら介護サービス課までご相談ください。

Q 1：対象者は誰ですか。

A 1：要介護（要支援）認定を受けている方が対象です。

Q 2：いくらまで支給されますか。

A 2：購入費（同一年度上限額10万円）の9割、8割または7割です。

負担割合は、負担割合証をご確認ください。

なお、カタログの本体価格を超える分は支給対象になりません。

Q 3：支給対象となる用具は何ですか。

A 3：腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽および移動用リフトのつり具部分です。

Q 4：申請に必要な書類は何ですか。

A 4：支給申請書、購入した用具のカタログ、請求書および領収書です。なお、用具の種類によっては、別に必要な書類もありますので、詳しくは「福祉用具購入の案内」をご覧ください。

Q 5：申請書類の提出期限について

A 5：領収日の翌日から2年以内に提出してください。なお、原則として提出された月の翌月の支払いとなります。

※保険給付の請求権の消滅時効は、保険給付の請求権の発生時（代金を完済した日）の翌日を起算日とします。

Q 6：住宅改修のように、転居や介護度の上昇により支給額がリセットされることはありますか。

A 6：福祉用具購入は、転居や介護度が上昇しても支給額はリセットされません。

Q 7：同一種目の再購入は認められますか。

A 7：原則認められません。ただし、過去に購入した福祉用具が破損した場合など、特別な事情がある場合はこの限りではありません。再購入を希望される場合は、事前に市へご相談ください。

Q 8：商品引き渡し日と領収日が異なっていますが、申請書に記載する購入日はどちらの日付を記載すればよいですか。

A 8：領収日の日付を記載してください。

Q 9：入院（所）していますが、退院（所）に向けて福祉用具を購入した場合、支給対象になりますか。

A 9：入院（所）中に福祉用具を購入しても差し支えありませんが、支給申請は退院（所）後にしてください。なお、購入後に退院（所）せずに本人が死亡した場合は、支給対象となりませんのでご注意ください。

また、特定施設に該当しない有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅に入居している場合は在宅扱いとなります。

※特定施設は、福祉用具が整備されていることが前提のため。

Q10：福祉用具の部品のみを購入したいのですが、支給対象となりますか。

A10：支給対象となります。

Q11：ショートステイ先で利用するための福祉用具購入は支給対象となりますか。

A11：居宅で利用するための福祉用具購入が対象となりますので、ショートステイ先で利用するための福祉用具購入は支給対象外です。

Q12：インターネットで購入した福祉用具は支給対象となりますか。

A12：福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて購入しなければならないため、インターネットで購入した福祉用具は支給対象外となります。

Q13：新規認定申請中ですが、すぐに福祉用具が必要なので購入してもいいですか。

A13：問題ありません。ただし、支給申請は認定結果が出た後に行ってください。万が一、認定結果が「非該当」となった場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

Q14：区分変更申請中ですが、認定結果が出る前に支給申請をしてもいいですか。

A14：申請書は受け付けしますが、支給決定は認定結果が出てからとなります。認定結果が出るまで時間がかかる場合は、償還払いを選択してください。

Q15：福祉用具購入後、支給申請をする前に転出てしまいました。申請書類は男鹿市へ提出しますか。転出先の市町村へ提出しますか。

A15：領収日時点で、保険者となっていた市町村へ申請書類を提出してください。

Q16：福祉用具を購入したいのですが、ケアマネージャーがついていません。どうすればいいですか。

A16：男鹿市地域包括支援センターへご相談ください。

Q17：福祉用具購入後、支給申請をする前に被保険者が死亡してしまいましたが、支給申請はできますか。

A17：代金の支払いが済んでいれば支給申請が可能です。ただし、領収日が死亡後だと、本人の被保険者資格がなくなってしまい、本人が購入したことにならないため支給対象外となります。

また、販売店と分割払い等の契約で購入し、完済する前に本人が死亡した場合は、被保険者本人が生前使用していたという実績があれば、支払い済み分までは介護保険の給付対象となります。

なお、クレジットカードで購入し未完済の場合でも、販売店から領収書の発行を受けていれば支給申請が可能です。

Q18：申請書に添付する領収書の宛名は誰にすべきですか。また、原本を提出しなければいけませんか。

A18：被保険者本人宛（フルネーム）でお願いします。また、添付する領収書はコピーでも構いませんが、申請書類提出時に窓口に原本とコピーの両方を提示してください。

A19：負担割合はいつの時点で適用されますか。

Q19：領収日時点の負担割合を適用します。

Q20：福祉用具購入費の支給について、

- ①. 令和5年度に福祉用具の引き渡しを受け、令和6年度に代金を支払い保険給付を請求した場合
 - ②. 令和5年度に福祉用具の引き渡しを受け代金も支払ったが、保険給付の請求は令和6年度に行った場合
- などが考えられますが、限度額管理はいずれの年度において行われますか。

A20：介護保険法第44条においては、福祉用具を購入した時（代金を完済した時）に保険給付の請求権が発生し、当該購入した日（代金を完済した日：実務的には領収書記載の日付）の属する年度において支給限度額を管理することとされています。

したがって、

- ①の場合は、令和6年度において
- ②の場合は、令和5年度において、それぞれ限度額管理が行われます。

Q21：浴室内すのこ等を一般の大工に作成してもらった場合、福祉用具購入費として支給申請をしてもいいですか。可能であればパンフレットはどうしたらいいですか。

A21：浴室内に置いて浴室の段差の解消ができるものであり、指定業者からの購入であれば福祉用具購入費の支給対象となります。ただし、オーダーメイドの場合は、見積書および設置前後の写真により現物の確認が必要となります。

Q22：腰掛便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもありますが、特に制限がないと考えていいですか。

A22：家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者本人がそれを選択すれば、給付対象として差し支えありませんが、被保険者本人・家族の希望のみでは支給対象外です。

被保険者の負担額が大きい福祉用具をあえて選択する場合は、その理由についても支給申請書の「福祉用具が必要な理由」欄に記載してください。

Q23：排泄予測支援機器購入に係る申請書に添付する「トイレで排尿することが見込める者であることが確認できる書類」とは何ですか。

A23: 介護認定審査会における主治医の意見書、サービス担当者会議等における医師の所見、介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見、個別に取得した医師の診断書等です。